



Title	ウェーバー民主主義思想の再検討 : モムゼンの問題と方法を手掛りに
Author(s)	北野, 雄士
Citation	年報人間科学. 1983, 4, p. 159-175
Version Type	VoR
URL	https://doi.org/10.18910/10598
rights	
Note	

The University of Osaka Institutional Knowledge Archive : OUKA

<https://ir.library.osaka-u.ac.jp/>

The University of Osaka

大阪大学人間科学部（一九八三年二月）
『年報人間科学』第四号 一五九頁—一七五頁

ウェーバー民主主義思想の再検討

——モムゼンの問題と方法を手掛りに——

北野雄士

ウェーバー民主主義思想の再検討

——モムゼンの問題と方法を手掛りに——

序、モムゼンのウェーバー解釈の変遷と特質

一九五九年、W・J・モムゼンは『マックス・ウェーバーとドイツ政治 一八九〇—一九二〇』により、リベラルな民主主義者なる従来の一般的ウェーバー像に対し、ナシヨナリストの側面を強調した明快なウェーバー像を提出し(2)、論争を喚起した(3)。彼はウェーバーの民主主義の根底に、更には二つのウェーバー像を統合し得る地点に到らんとした。モムゼンの論点は必ずしも終始一貫しているわけではないが、ウェーバーの民主主義を基礎づける理念を考察する手掛りになると思われる故、彼のウェーバー研究の変遷を見ておきたい。

モムゼンの問題意識は本来、ナチスの上昇と支配を許すことになったドイツ民主主義の欠陥の解明にあった(4)。具体的政策からその基礎にあるウェーバーの政治思想を探究しようとしたモムゼンにはその重大な弱点があらわになった。「国民的権力思想」により民主主義から人権理念に象徴される実質的価値が奪われ、民主主義の機能主義的把握がなされたことである(5)。ウェーバーにおいてはド

イツ国民の「権力への利害」(Machtinteresse) が国家形態に関するすべての問題に優越すると考えられた結果、民主主義もまた国民の「権力への利害」に奉仕するために、指導者の選抜、被支配者の最低限の同意の確保、行政の統制の三つの機能に集約された(6)。

また、ウェーバーにとってワイマール共和国を支える合法性は指導者選抜のルールにより保証されているにすぎず固有の価値を持たなかった故に、共和国の正当性の基盤を強化するため「人民投票的指導者民主制」によるカリスマ的正当性の導入を図らざるを得なかった(7)。これはカール・シュミットにより受け継がれてナチスの政権獲得に寄与したと結論づけられた(8)。

その後、モムゼンの関心は「人民投票的指導者民主制」に集中していった。六三年の論文では「人民投票的指導者民主制」の危険な側面が同様に指摘されたが(9)、他方『政治論文集』のみならず『経済と社会』も利用されてそれによるカリスマ導入の試みは、普遍的官僚制化に対して個人の自由を維持するためになされたものだとも解された(10)。

六五年にモムゼンは『経済と社会』から更に歴史の動きに関する基本図式——「普遍史的思考」を引き出し、これによりウェーバー

の政治思想を解釈しようとした(36)。それは歴史をカリスマと合理化の闘争と見なす。即ち合理化を推進する最も重要な動因は政治や経済の領域における官僚制であり、普遍的な官僚制の下で個人の自由やダイナミックな社会秩序を維持するためにウェーバーはカリスマを導入しようとしたのだとモムゼンは解釈した(37)。

七〇年代前半に入って、個人の自由とカリスマとが対立しかねないことが明確にされた。この二つのものを胸の内に併存させこれとともに生きることができたウェーバーを評して、モムゼンは「限界状況にあるリベラリスト」と言う(38)。

八〇年に京都で行われた講演では五九年以来進めて来た自らのウェーバー解釈の総合を彼は試みた(39)。ウェーバーをナシヨナリズムと見なす見解もリベラリストと見なす見解も共に議論の前提とした上でナシヨナリズムとリベラリズムの関係を考察したモムゼンは「両者をアンチノミーの関係で捉える。しかし、この二つの価値理念の間には共通するものがないわけではない。それは競争の最大限の維持とダイナミックな社会秩序を尊重するところである。この思考様式は「多元主義的思考」と名付けられた。モムゼンは自らの解釈を総合しようとしたが、民主主義については、「人民投票的指導者民主制」を念頭に置きつつ、専らリベラリズムとの関係を論じるのみで、価値理念のアンチノミー更に「多元主義的思考」との関係には言及しなかった(40)。

ウェーバーの民主主義を基礎づける理念に関するモムゼンの解釈は変化したものの、民主主義の基礎づけに対する関心それ自体は変

化しなかった。モムゼンは最初の著書で「人民投票的指導者民主制」の問題性に気づいて以来、その基礎にある理念に関心を持ち続けた。その間に具体的政策からではなく「普遍史的思考」からウェーバーの民主主義を考察するようになった。「普遍史的思考」からは「人民投票的指導者民主制」のリベラリストイックな側面が明らかになった。だが、ナシヨナリズムとの関係は触れられなかった。

モムゼンは五九年の著作で民主主義とナシヨナリズムとの関係を論じていたので、「人民投票的指導者民主制」とナシヨナリズムの関係の問題は解決済と考えたのかも知れない。しかし、ここでは「人民投票的指導者民主制」をナチズムとの関連で断罪することに力点が置かれ、ナシヨナリズムとの関係は十分に論じられなかった。今一度「人民投票的指導者民主制」の基礎にある理念特にナシヨナリズムを考えてみることは無意味ではあるまい。その際「普遍史的思考」からではなく具体的政策からそれを探究したい。五九年の方法を使って「人民投票的指導者民主制」の基礎にある理念を再検討する所以である。

モムゼンは「人民投票的指導者民主制」の概念を『経済と社会』から採っている。それはカリスマの資質を持つ指導者がまず政治的従士団を支配し、ついでこの従士団を使って全体を支配する支配形態である(41)。その際支配の正当性は「主権を持つ人民による人民投票的承認」という形で求められる。実際に提案されたのは、こうした支配形態の一類型である「マシーン」を伴う指導者民主制であった(42)。

ウェーバーの政策論は、外交、国家技術即ち国家意志を形成する技術⁽³⁾、経済、社会などの領域にわたっている。「人民投票的指導者民主制」は第一に国家技術の問題である。

この支配形態に関わる具体的政策は一九一八年十一月のドイツ革命後に提案された。故にそれを基礎づける理念を考える際には革命後の政策を見る必要がある。だが、革命後の提案を基礎づける理念は後述する如く大戦中にすでに用意されていた。その上、ウェーバーは大戦中に多くの政治論文を書いたので資料も豊富である。そこで大戦中の国家技術上の政策を基礎づける理念をまず初めに考察しよう。

一、大戦中の政策

『政治論文集』(第三版)によれば、大戦中にウェーバーは二十篇に及ぶ政治論文を書いた。一九一五年から一九一六年末にかけては、ドイツ外交の一般原則、西欧諸列強との関係、ロシアとの関係、ポーランド政策、無制限潜水艦作戦問題など多方面にわたって、対外政策が論じられた。戦争が長期化しドイツの敗色が次第に濃くなる一方で国内に平和と民主化への期待が高まっていった一九一七年初頭から終戦までの時期には主に国内政策が取り上げられ、政治論文の数は十四篇に上った。

一九一七年から終戦までの国家技術上の主要な政策は以下の六つにまとめられる。プロイセン下院における普通・平等選挙法の実

施⁽⁴⁾、行政指導者が帝国議会の議員の中から選出される制度あるいは彼が職に留まるために帝国議会の信任の獲得が少なくとも信任の回避を必要とする制度の導入⁽⁵⁾、帝国憲法第九条第二項の廃止⁽⁶⁾、帝国議会に対する調査権の付与⁽⁷⁾、帝国宰相に助言を与える機関の改革⁽⁸⁾、政党組織の改革⁽⁹⁾。それぞれの政策が目指している目標をまず考えておこう。

普通・平等選挙の実施について。これは議会選挙に大衆が平等に参加することを意味する。

議会による指導者選抜の提案について。これにより帝国議会で決定権を握っている政党の指導者が国家権力の担い手になる可能性が高まる。

憲法第九条第二項廃止の提案について。この条項は連邦参議院に派遣される全権と帝国議会の議員の兼職を禁じている⁽¹⁰⁾。憲法上帝国宰相は同時に連邦参議院の全権でなければならぬ。帝国大臣は慣例上連邦参議院の全権であることが望ましい⁽¹¹⁾。故に連邦参議院に席を置く宰相や大臣は帝国議会に議席を持つことができない。逆に言えば帝国議会に属する政党指導者は宰相や大臣に任命されると帝国議会の議員を辞職しなければならぬ。従って憲法第九条第二項は、政党の足場を失うことを覚悟しなければ、帝国議会の議員でもある政党指導者が帝国の政治に関与できないことを意味した⁽¹²⁾。それ故、政党指導者が党内の権力を失うことなく国家指導者に就任するためにはその規定を廃止しなければならなかった。

調査権付与の提案について。第二帝政下の帝国議会は調査権を持

たなかった。その結果国家官僚を統制できない無力な議会に終始した。ウェーバーは書類閲覧、実地検証さらに行政指導者や一般官僚を喚問する権限を議会に与えることにより行政を強力に統制しようとした。

助言機関の改革について。ウェーバーによれば、助言機関として帝国議会最高委員会、七人委員会、政党間連絡委員会が生まれた。彼はこうした機関を改造して高度に政治的な問題、とりわけ軍事技術的問題や緊急の外交問題を審議するにたる機関に仕立て上げようとした。たとえば七人の政党代表者から構成される七人委員会に政府側代表が出席することを彼は提案した。その際政府側代表として、中規模の支邦の二人ないし三人の代表者と戦時に特に重要な軍事・民政部局の四人ないし五人の長官が出席する。これに加えて政党代表者に対し政党から無条件に全権が与えられること及び政治的に重要な全事件について如何なる場合でも情報が与えられることが主張された。改革された助言機関により宰相は己れの政治的活動能力を向上させると共に冷静かつ明晰に責任ある政治的決断を下すようになることを彼は期待した。これは政治活動の一般原則に関する以下の如き考え方に基づいていた。即ち、(イ)意志決定に参加する人数が少く、(ロ)意志決定への参加者と彼らにより指導される者双方の責任が一義的であるほど、冷静かつ明晰な頭脳が責任ある政治的決断をする確率が高くなる。

政党組織の改革について。政党は「ギルド」の精神ではなく「従士団」(Gefolgschaft)の精神によって組織されねばならぬとウェー

バーは考えた。これは政党指導者が成功している限り平党員が指導者に全面的に服従することを意味する。平党員は指導者の手足となって働くので指導者は大きな活動能力を持つ。加えて政党指導者と平党員の責任の内容が明確になれば、前述した政治活動の一般原則の(ロ)により冷静かつ明晰な頭脳が責任ある政治的決断を下す可能性が高まる。

大戦中の国家技術上の政策が目指している目標をまとめれば以下の如くである。(1)大衆の議会選挙への平等参加、(2)議会に属する政党指導者が国家指導者に就任する可能性の向上、(3)行政の統制、(4)国家指導者の政治的判断力及び活動能力の向上、(5)政党指導者の政治的判断力及び活動能力の向上。

二、大戦中の政策の基礎

大戦中の国家技術上の政策が目指している五つの目標は如何なる理念に基礎づけられていたのか。これを大衆と国家の関係と、指導者と国家の関係の二つの側面から考えてみたい。

自由と政治的成熟

まず大衆と国家の関係の側面から見て問題となるものを選んでおこう。(1)は言うまでもない。(2)は指導者と国家の関係の問題である。(3)は大衆が選んだ議員によりなされる故、大衆と国家の関係で問題となる。(4)と(5)は指導者の側の問題である。それ故、(1)と(3)が

大衆と国家の關係の側面で問題となる。

(1)は大衆が議會を通じて指導者の選抜へ参加することを、(3)は大衆が議會を通じて行政を統制することを意味した。ウェーバーによればこの二つは大規模国家で可能な民主化の一形態である。

「無組織の大衆という意味での民(Demos)は相当大きな団体に
おいては決して自ら『支配』せず、むしろ支配されるのであつて、支配する行政指導者の選抜の仕方と、彼ら——もつと正確に
言えば彼らのうちのある集団——がいわゆる『世論』を通じて行政活動の内容と方向に及ぼす影響力の程度とを變化させ得るにすぎない(20)。」

指導者を選抜する方法には議會が選ぶ場合と大衆が直接に選ぶ場合とがある。行政の統制はジャーナリズムだけでなく議會や政党によつてもなされる。大戦中には議會による指導者の選抜と議會による行政の統制が主張された。

(1)と(3)を基礎づけている理念を考えてみよう。ウェーバーは国家に対する大衆の理想的關係を以下の如く述べている。

「政治的に成熟した民族だけが、即ち自らに関わる行政の統制権を持ち、自らを選んだ代表者を通じて政治指導者の選抜に決定的に共同参加する民族だけが『共同統治者』(Herrnvolk)である(21)。」

議會による指導者の選抜は引用中の「自らを選んだ代表者を通じて政治指導者の選抜に決定的に共同参加する」に、議會による行政の統制は「自らに関わる行政の統制権を持ち」に該当する。従つて

(1)と(3)は「共同統治者」の理念に基礎づけられていると考え得る。

「共同統治者」の理念を基礎づけている高次の理念をさらに追求したい。その理念を実現する手段の一つである政治指導者選抜への共同参加は言わば「国家への自由」を意味する。今一つの手段である行政の統制は「国家への自由」と同時に「国家からの自由」をも意味する。故に「共同統治者」の理念は「国家への自由」と「国家からの自由」とを同時に満たす自由の理念に基礎づけられていた(22)。

(1)はこの自由の理念によつてのみ基礎づけられているわけではない。それは「国民の統一」なる理念によつても基礎づけられていた。ウェーバーは以下の如く言う。

「我々はおそらく長く続くと思われる防衛戦に立ち向うべきこの時において国民の統一を維持するための不可欠の手段として、人がドイツの政治制度の『民主化』と呼ぶものを要求している。……(23)」

当時のドイツにおける「民主化」運動の中心的課題はプロイセンにおける三階級選挙法の廃止とそれに代わる普通・平等選挙の実施であつた(24)。ウェーバーもプロイセンにおける普通・平等選挙の実施を繰り返し要求している。その目的は「国民の統一」の維持に あつた。「国民の統一」とは実際には何を意味するのか。以下の一節はその意味を知る上で役立つ。

「今日では如何なる人でも民主制国家が戦時において政治的に強力な理由を知り得る。ストライキが起きた時イギリスの大臣は対

等の仲間のように労働者と往き来するが、その際我國の官僚制とは全く異なる体制が国民の利害と国家のために労働者の信頼と勝利への意志を導くことが再三再四明らかになる⁽³⁶⁾。」

大衆が政府を信頼し戦争を戦い抜く意志を持つ状態が「国民の統一」である。戦時において戦争の意義を理解し政府への信頼と勝利への意志を持つ国民こそ政治的に成熟した真の「国民」(Nation)であるとウェーバーは考えた。議会選挙に大衆を平等に参加させようとしたのはこの考え方に基づいている⁽³⁷⁾。

ドイツの自立と国民的政治家

次に指導者と国家の関係の側面から大戦中の政策を基礎づける理念を考察しよう。(1)は大衆と国家の問題である。(2)は指導者と国家の関係の問題である。(3)の行政の統制は議会の委員会活動の中で政治家が訓練され国家指導者になった場合に指導者と国家の関係でも問題となる。(4)は国家指導者の、(5)は政党指導者の政治的判断力と活動能力を高めようとする故に、指導者と国家の関係で問題となる。(2)、(3)、(4)、(5)が指導者と国家の関係から見て問題とされる。それぞれを基礎づける理念を考えてゆこう。

(2)の基礎にある理念について。ウェーバーは議会に属する政党指導者が国家指導者になることを要求した。まず政党指導者が議会に議席を置いたまま、国家指導者になることにより従来通り政党内の基盤を保持し強力な指導を行い得ることは言うまでもない。次に政党の指導者が国家指導者に適当であるとされたのは何故であろうか。

彼によれば政党員は官僚と異なり公明正大に闘争することにより訓練されている⁽³⁸⁾。「闘争」により如何なる性質が身につくのか。政党員は、政党の外に存在する様々な組織体との間における、あるいは政党の内部における闘争の中で政党組織の頂点に向けて上昇してゆく。闘争の中で素早い政治的判断を強制され、常に己れの行為の結果に対して責任を取らされる故、政党員は冷静につまり現実をあるがまま受けとめて判断する能力と、行為の結果に対する責任感をも身につける。従って政党の指導者は彼が政党内部で成功していることにより、この二つの性質をある程度備えていることが国家官僚に比べて期待される⁽³⁹⁾。ウェーバーが政党の指導者が国家指導者になることを望んだのはこれによっている。その二つの性質を現実に即する(sachlich)性質と名付ければ⁽⁴⁰⁾、(2)を基礎づける理念は強力で現実に即した政治指導の要請ということになる。

(3)を基礎づけている理念について。行政の統制は議員が政治的に訓練され国家指導者に出される可能性を高める効果を持つとウェーバーは考え、以下の如く述べている。

「政治家は、強力に活動する議会委員会の中で実際の行政に集中的にたずさわることにより訓練を受け自らの力量を証明せねばならぬ。こうした訓練のみが議会を単なるデマゴグではなく現実に即して行動する(sachlich arbeitend)政治家を選抜する場にするのである。……」⁽⁴¹⁾

ここにも現実に即した政治指導への期待があらわれている。(4)を基礎づける理念について。国家指導者の政治的能力の向上は

特にドイツの外交に寄与するとウエーバーは考えた。即ち、ドイツが世界列強を敵に回す戦争に追い込まれたのは皇帝やその側近の官僚達による気まぐれな外交によるところが大きいとみて(5)、彼は二度とそうしたことが起きないように冷静な外交を——それを可能にする国家指導者の政治的能力の向上を要求した。

(5)を基礎づける理念について。まずこれにより強力な政治指導が可能になるのは言うまでもない。加えて政党指導者の政治的判断力は大衆の情緒的傾向が国政に悪影響を及ぼすのを抑制する(6)。大衆は絶えず情緒的かつ非合理的な影響力に身をさらしており「せいぜい明後日までのこと」しか考えない。こうした傾向を持つ「未組織化大衆」即ち「街頭の民主主義」の政治的危険に対抗し得るのは「責任ある政治家による秩序ある大衆指導」だけだとウエーバーは考えた。かくして政治指導が現実在即して行われる可能性が高まる。

(2)、(3)、(4)、(5)は強力で現実に即した政治指導なる理念によって基礎づけられていた。これを基礎づけている高次の理念を更に探究してゆきたい。まず強力な政治指導は現実に即した政治指導の要請により目標を与えられ、その目標を推進してゆく。では現実に即した政治指導を基礎づけているのは如何なる理念であろうか。現実に即して行動する性質は現実をあるがままに受けとめて物事を判断する能力と、行為の結果に対する責任を引き受ける性質の二つを含む。現実とは政治的現実であり、行為とは政治的行為である。ウエーバーにとって政治とは権力をめぐる闘争であった(7)。それ故、

政治的現実とは権力をめぐる闘争なる現実であり、政治的行為とは権力をめぐる闘争行為そのものである。従って、現実に即して行動する性質は、権力を扱う人間が権力をめぐる闘争の中でその現実があるがままに受けとめて冷静に決断し、権力を得るための行動や権力を得た後の行動が引き起こした結果に対し責任を持つことを意味する。故にそれは権力を扱う人間の行為規準である。ウエーバーがこれに従う政治指導を要求した理由は何であろうか。皇帝や官僚は権力闘争の中で訓練されていない故に、国家間の権力闘争である外交には本来向かないとウエーバーは考えていた(8)。それ故彼は以下の如く述べている。

「ドイツに欠けていたものは政治家による国家指導であった。一世紀に一人だけ期待し得るような政治的天才による指導ではない。政治的才能を持つすぐれた人物による指導ですらもない。およそ政治家なるものによる指導が欠けていたのだ(9)。」

ウエーバーは権力を扱う行為規準を心得た政治家がドイツの外交を指揮することを求めた。国際政治の現実に即して冷静にかつ責任を持ってドイツの外交がなされる可能性が高まると考えたのである。現実に即した外交の要請を基礎づける理念は一九一五年から一九一六年にかけて発表された対外政策論によって知り得る(10)。ウエーバーは現実に即した外交により戦争を側面から援護し、将来の外交に有利に作用する平和条約を締結させようとした。これはロシアやフランスなどの世界列強にはさまれた「権力国家」(Machtstaat)ドイツの自立を確保することを目的としている。ドイツの自

立は領土だけでなく国際政治における意志決定の自由を確保することを意味する。現実に即した政治指導の要請はドイツの自立の理念に基礎づけられていた。

ウェーバーはドイツの自立なる外交上の課題に従い国内政策なくば国家技術的政策を提案した。ドイツの指導者層に対しても外交上の課題に従って国内政策を決定すべきだと主張した。彼はプロイセン邦議会の下院に普通・平等選挙法の採用を求めた箇所以下に如く述べている。

「对外政策上の課題に対し不可避的に対応するという観点から国内政治を考える人だけを国民的政治家(ein nationaler Politiker)と呼び得る。この観点から導かれる『民主主義的』帰結を好まない者は、大國政治を否定する者である。大國政治にはその帰結に従うことが不可避である(41)。」

ウェーバーは政治家が、对外政策上の課題に従って国内政治を考えるという意味で「国民的」になること即ち真の「国民」(Nation)になることを迫った。この要請を指導者の政治的成熟の要請と言い替へ得る。彼はプロイセン下院が普通・平等選挙を実施することの意義をドイツの指導者層に説いてその実現を図ろうとした。これは大衆を国家に統合して真の「国民」にするためであった。大衆と指導者の双方を政治的に成熟させて真の「国民」にしようとする考え方を「国民主義」と呼ぶことにしたい(42)。

ところでウェーバーは「国家への自由」と「国家からの自由」を同時に満たす自由のみならず、国際政治におけるドイツの意志決定

の自由をも実現しようとした。両者はある主体の意志決定の自由を最大限に尊重しようとする点で共通している(43)。大戦中の国家技術的政策は「国民主義」だけでなく、この意味における「自由主義」によっても基礎づけられていた(44)。換言すれば大戦中の政策はこの二つの理念を同時に実現すべく編成されていた。

三、指導者民主制の基礎

一九一八年十一月のドイツ革命を境にして指導者選抜の方法に関するウェーバーの見解は議会による選抜から人民投票による選抜へ転換した。革命後の主要な政策は以下のとおりである。人民投票による大統領の選出(45)、大統領への実質的権限の付与(46)、支邦や市町村の議会化・民主化(47)、連邦参議院の改革(48)。後の二つは連邦主義に基づいている。彼は支邦の行政指導者の議会への責任、市町村の長の住民による選出か議会による選出、議員や市町村の長の普通・平等・秘密・直接選挙などと共に、各支邦政府が派遣する全権から構成された第二帝政下の連邦参議院に代えて各支邦議会により選ばれた代表者からなる上院の設置を提案した。各支邦に議会主義的制度を導入し上院を通じて共和国の政治に参加させようとしたのである。「人民投票的指導者民主制」に深く関係するのは、人民投票による大統領選出と大統領への実質的権限の付与である。考察の対象をこの二つに限定して、それぞれが目指している目標を考えてゆこう。

まずこの二つの提案がなされた外的事情とその提案の背後にある支配形態に関する理論に触れておきたい。外的事情の中では、君主制の崩壊(26)、比例代表制の導入(27)、大統領制をめぐる当時の議論(28)の三つが重要である。君主制の崩壊により大統領制の採用が制度的に可能になった(29)。他方比例代表制により議会に様々な職業団体の幹部が進出する結果、議会が指導者選抜の場でなくなるとウェーバーは予想し(30)、議会による指導者選抜の提案を取り下げた。これに代えて人民投票による大統領選出が提案された。さてワイマル憲法の起草者である当時の国務大臣フーゴー・プロイスは制限君主制における君主の権限に倣って大統領に元首としての形式的権限だけを与えれば十分であると考えていた。これに対しウェーバーは以下に述べる理論に従い大統領に大幅な実質的権限を与えようとした。政治論文の中で非常時の権限だけが提案されたのはそれが当時の状況下で実現可能だと見なされたからであろう。

二つの提案の背後にある支配形態に関する理論を見ておきたい。

彼は大統領選挙によって新しい政党組織が出現することを期待した(31)。それはイギリスやアメリカで発達した「コーカス」や「マシーン」と呼ばれる大衆政党である。彼によれば、この政党組織は大衆を獲得し組織せねばならぬので指導における最高度の統一性と厳格な党規律を持ち、「選挙事務長」や「ボス」によって経営される(32)。この組織の目的は、選挙で勝利を収めることにより黨員に報酬として官職を与えることである。故にたとえ党に関係のない新人であっても彼にカリスマの資質と政治的能力があれば彼を支持し

て選挙にのぞむ(33)。その組織は彼がカリスマの資質を失わず政治的に成功している限り全面的に服従する(34)。指導者が「マシーン」の支持を得て権力を獲得し行使する支配形態をウェーバーは「マシーン」を伴う指導者民主制と呼ぶ(35)。

では二つの提案のそれぞれが目指している目標を考えてみよう。人民投票による大統領選出の提案が目指している目標について。まず「使命感なき職業政治家」の集合体となる恐れのある議会に妨げられずに、カリスマの資質と政治的能力を併せ持つ真の指導者が国家指導者に選出される確率が高まる。次に、大統領選挙の影響により「マシーン」が成立した場合、政党指導者の政治的判断力及び活動能力が向上する。その上人民投票により大統領が選出されることは大衆が指導者の選出に平等に関与できることを意味する。加えて大統領は人民の意志を背後に持つ故にその権威が高まる。その結果大統領は事実上の官職叙任権を持つことになり国家官僚制の実質的な長として行政を強力に統制し得る(36)。

大統領に実質的権限を付与する提案が目指している目標について。実質的権限の付与とは形式的な元首としての権限以上のものを与えることである。具体的には「解決困難な危機的事態」に際して、停止的拒否権、官僚内閣の任命権、議会解散権、レファレンダムの提起権を与えることが提案された。ここで危機的事態として想定されたのは二つの場合である(37)。それはまず連邦参議院と、議会さらに議会の信任を受けた内閣との間で政策上の不一致が生じた場合である。これに際して大統領は停止的拒否権を使って争いに介

入し、状況によってはレファレンダムに訴える。今一つは議會で多数派が形成されなかつた場合である。この事態が生じると大統領は官僚内閣を任命したり議會を解散したりしてそれに対処する。

革命後の政策のうち「人民投票的指導者民主制」に関わる二つの提案が目指している目標をまとめれば以下の如くである。(1)大衆の指導者選抜への平等参加、(2)眞の指導者が国家指導者に選ばれる可能性の向上、(3)行政の統制、(4)国家指導者の政治的能力の向上、(5)政党指導者の政治的能力の向上、(6)危機的事態への対処。

この六つの目標を基礎づけている理念を、大衆と国家の關係及び指導者と国家の關係の二つの側面から考えてみたい。

大衆と国家の關係からは(1)と(3)が問題になる。革命前には議會を介する指導者選抜への参加と、議會による行政の統制とが主張された。指導者の選抜に関しては議會を介させる方法が、大衆による直接選挙へ変化した。指導者選抜への平等参加の要請それ自体は変化しなかつた。他方、行政を統制する主体は議會から大統領へ変わったが、その要請自体は変化しなかつた。指導者選抜への平等参加は「国家への自由」を、行政の統制は「国家への自由」と共に「国家からの自由」を意味する。故に自由の理念は、それを實現する手段に変化が見られるものの、革命後も引き継がれたと考へ得る。

(1)を基礎づけているものは自由の理念だけではない。革命前、ウェーバーは議會を介して大衆を指導者選抜に参加させ「国民の統一」を作り出そうとした。大衆を指導者選抜へ参加させるといふ要請そのものは革命後も変化しなかつた。彼はこれにより大衆に「国

民」としての自覺を持たせて大衆を国家に統合しようとした。(1)は革命前と同様「国民の統一」の理念によつても基礎づけられていたと考へ得る。彼は市民層が「責任を取る覺悟と自負を持つ新しい政治的精神」を育てるかどうかがドイツの将来にとつて決定的だと考へた³⁵⁾。大衆の政治的成熟が要請されている。

ところで大衆の国家への統合は指導者選抜への参加によつてのみ果されるわけではない。ウェーバーは指導者がカリスマの資質を持つことを要求した³⁶⁾。カリスマの人格的魅力も大衆の統合に寄与するであろう。

さて指導者と国家の關係の側面では二つの提案が目指す目標のうち(1)と(3)を除いた残りのすべてが重要である。

(2)を基礎づけている理念について。革命後もウェーバーは指導者が現実に即して行動する性質(Sachlichkeit)を持つことを求めた。この性質は以下の如く説明された³⁷⁾。即ちそれは課題(Sache)への情熱的献身、仕事(Sache)への責任、判断力(Augennab)つまり物事と人間に対し距離を置いて見ることができる能力、以上の三つの要素から構成されている。後の二つはすでに革命前に言及されていた。現実に即して行動する性質は権力を扱う人間の行為規準であった。革命後もこれに則つた政治指導とりわけ外交の指導がなされることが望まれた。現実に即した外交の要請は革命前と同じくドイツの政治的自立の理念をその基礎に持つていた。この理念と、「国家への自由」と「国家からの自由」とを同時に満たす自由の理念とは外界に対する主体の意志決定の自由を最大化しようとする

る点で共通する。(2)はこの意味での「自由主義」に基礎づけられていた。

革命後、ドイツの自立の理念は「完全に自立的な民族なる理想、即ち国際連盟において我々の特性を遠慮することなく平和的に維持するためドイツの全領域が一つの独立国家を目指して統一すべく自決すること」と表現された(3)。これを見れば、ドイツの対外的独立と国内的統一の同時的達成が目指されていたことが分る。政治家がこの二つの課題を十分に認識し現実即して外交と内政の両面にわたり国家を指導することが要求された。彼は戦後のドイツが置かれた国際的状況から生じる課題を政治家がよく心得て、即ち「国民的」に政治指導を行うことを求めた。他方彼は大衆にも「国民的」になることを望んだ。大衆と指導者の双方が政治的に成熟し真の「国民」になることが要求された。(2)はこの意味における「国民主義」にも基礎づけられていたのである。

(4)と(5)を基礎づけている理念について。(4)と(5)は政治指導が強力になされる可能性を生み出し、ドイツの自立の確保に寄与する(3)。(6)を基礎づける現念について。ウェーバーが大統領に国家の諸機関に干渉する権限を与えようとしたのは、危機による政治の空白をできる限り早く埋めて共和国の政治の継続性を高めるためであった。これもドイツの自立に寄与する。

(4)、(5)、(6)も前述した意味における「自由主義」に基礎づけられていた。

以上の考察を通じて「人民投票的指導者民主制」の一類型である

「マシーン」を伴う指導者民主制に関わる二つの政策は、「国民主義」と「自由主義」の理念に基礎づけられていたことが分る。ウェーバーの国家技術上の政策は政治状況の動きに伴い変化していったが、その根底には二つの理念が一貫して流れていた。

結、指導者民主制とカリスマ

「人民投票的指導者民主制」によるカリスマの導入をウェーバーが主張したのはなぜかという疑問がモムゼンにとって中心の問題であった。カリスマに対するウェーバーの期待と、モムゼンが提示した個人の自由の理念や「国民的権力思想」との関係を最後に考えておきたい。

最初にモムゼンの見解をまとめておこう。まず、カリスマへの期待と個人の自由との関係について。普遍的な官僚制の下で個人の自由を維持するためにカリスマによる支配が求められた。だが、それは個人の自由を侵害する危険性をも持つ。次に、カリスマへの期待と「国民的権力思想」との関係について。「国民的権力思想」は合法性の機能主義的把握を導く。その結果弱体化した共和国の正当性根拠を補う目的でカリスマの正当性をウェーバーは導入しようとした。これはカール・シュミットに受け継がれてナチスの政権獲得に寄与した。

こうしたモムゼンの見解を如何に捉えるべきか。モムゼンは個人の自由を如何にして維持するかというウェーバーの問題関心に共感

を覚えた。だが、カリスマによる解決を拒否した。カリスマに対するモムゼンの強い警戒心はナチズム経験に負うところが多いと考えられる(2)。モムゼンは青年時代ナチス・ドイツの崩壊をまのあたりに見た。カリスマに対する彼の態度はその歴史的背景を抜きにしては考えることができない。

他方モムゼンはカリスマの導入と「国民的権力思想」とを支配形態の分類基準である正当性のレベルで結びつけた。しかし、その二つは現実政治のレベルでも結びつけ得る。ウェーバーは以下の如く考えたのではないか。政治家がカリスマの資質を持つ場合、「マシオン」の支持を取りつけやすい。カリスマ的政治家が「マシオン」の支持を得て国家指導者になった際には、その人格的魅力により大衆を国家に統合するとともに、強力な指導を行ってドイツの自立に寄与する。

大衆の統合とドイツの自立は国民の「権力への利害」の具体的な内容である。ウェーバーはこの二つを達成しようとしてカリスマの導入を図った。そこにはウェーバーの政治的な目的意識が働いている。カリスマが期待された理由を考える際には、この側面をも考慮すべきではなからうか。

註

- (1) W. J. Mommsen, Max Weber und die deutsche Politik 1890-1920, 1 Aufl., 1959, J. C. B. Mohr (Paul Siebeck) Tübingen. 一七四四年の第二版では新しい序文と後書が付加され、本文は加筆された。加筆部分には七〇年代のモムゼンの見解が反映している (vgl.

ibid., 2 Aufl., S. 65, 71, 110, 113)。だが、全体の構成や結論はほとんど変化していない。

- (2) 六一年に、R・ヘンディックス、P・ホーニスハイム、K・レーツェンシュタインがモムゼンの解釈の行過ぎを指摘し、ウェーバーのリアルな側面たとえば人権思想や議会主義を強調した (vgl. Kölner Zeitschrift für Soziologie und Sozialpsychologie, Bd. 13, Nr. 2, 1961, S. 258-289)。六四年には「ドイツ社会学会でウェーバーの政治思想をめぐる論戦が展開された (O・シユタマー編、出口勇蔵監訳、「ウェーバーと現代社会学」上——第十五回ドイツ社会学会大会議事録——) 一九七六年、木鐸社、一六五頁以下)。

- (3) Mommsen, op. cit., 2 Aufl., S. XI.
(4) ibid., 1 Aufl., S. 394, 2 Aufl., S. 422.
(5) 第一の機能は「ibid., 1 Aufl., S. 393 f., 2 Aufl., S. 421 f.」を、第二、第三の機能は「ibid., 1 Aufl., S. 394, 2 Aufl., S. 422」を参照せよ。
(6) ibid., 1 Aufl., S. 401 f., 404 f., 2 Aufl., S. 429 f., 432. なお「人民投票的指導者民主制」の原語は《die plebiszitäre Führerdemokratie》である。
(7) ibid., 1 Aufl., S. 379-386, 410, 2 Aufl., S. 407-415, 437.
(8) Mommsen, „Zum Begriff der plebiszitären Führerdemokratie“ bei Max Weber, „Kölner Zeitschrift für Soziologie und Sozialpsychologie, Bd. 15, Nr. 2, 1963, S. 311 (中村貞二・米沢和彦・嘉目克彦訳)「マックス・ウェーバー 社会・政治・歴史」一九七七年、未来社、八一—八二頁)。
(9) ibid., S. 314 f. (中村・米沢・嘉目訳、同書、八六—八七頁)。
(10) Mommsen, „Universalgeschichtliches und politisches Denken bei Max Weber“, Historische Zeitschrift, Bd. 201, 1965, S. 559-561, 588, 591-594 (中村・米沢・嘉目訳、同書、一四五一—一四六—一七五、一七九—一八二頁)。

(11) *ibid.*, S. 603-605 (中村・米沢・嘉目訳、同書、一九〇一—一九二二頁)。

(12) 上の表現はモムゼンが一九七〇年に書いた論文の表題である。なお「限界状況である」という修飾語の意味は「*Mommsen, Max Weber, Gesellschaft, Politik, und Geschichte, 1974, Suhrkamp, S. 42 f.* (中村・米沢・嘉目訳、同書、四九—五〇頁)を参照せよ。

(13) 山口和男訳、「マックス・ウェーバーと自由主義的価値体系の危機」思想第六七四号、一九八〇年八月、岩波書店、一七—二〇—二二頁。

(14) 山口訳、同、二二—二四—二五頁。

(15) Max Weber, *Wirtschaft und Gesellschaft*, 5, rev. Aufl., Studienausg., 1976, J. C. B. Mohr (Paul Siebeck) Tübingen (以下 *WuG* と略す) S. 155 f. (世良晃志郎訳、「支配の諸類型」一九七〇年、創文社、一三八—一四〇頁)。

(16) 註の(13)と(14)を参照せよ。

(17) 「国家意志形成の技術」「国家技術的」なる言葉は以下の箇所で使用されている。Max Weber, *Gesammelte Politische Schriften*, 3 Aufl., 1971, J. C. B. Mohr (Paul Siebeck) Tübingen (以下 *PS* と略す) S. 308 f., 453.

(18) *PS*, S. 245-291 (山田高生訳、「ドイツにおける選挙法と民主主義」(一)(二)(三)、成城大学経済研究、第二九、三〇、三一号、一九六九—一九七〇年)。普通・平等選挙法の提案理由は、*PS*, S. 268, 270, 287 f. (山田訳、同(二)二二五、二二八、(三)二四六頁)を参照せよ。以下この翻訳を「選挙法と民主主義」と略す。

(19) *PS*, S. 340 (中村貞二・山田高生訳、「新秩序ドイツの議会と政府——官僚制度と政党組織の政治的批判」、『世界の大思想』三、ウェーバー政治・社会論集』所収、一九七三年、河出書房新社、三三六頁)。以下この翻訳を「議会と政府」と略す。

(20) *PS*, S. 342-344 (中村・山田訳、同、三三八—三三九頁)。なお、

PS, S. 420-429 には憲法第九条第二項の廃止が持つ意味に関する詳細な記述がある。

(21) *PS*, S. 353-355 (中村・山田訳、同、三四七—三四九頁)。

(22) *PS*, S. 219 f., 355-357 (中村・山田訳、同、三四九—三五〇頁)。

(23) *PS*, S. 220, 356 (中村・山田訳、同、三五〇頁)。

(24) *PS*, S. 342 (中村・山田訳、同、三三八頁)。

(25) *PS*, S. 420.

(26) *PS*, S. 343 (中村・山田訳、「議会と政府」三三八頁)。なお *PS*, S. 421 も参照せよ。

(27) *PS*, S. 436.

(28) *PS*, S. 220. 但し、「議会と政府」では、中規模支那の代表者の人数が三人ならし四人となっている (vgl. S. 356. 中村・山田訳、「議会と政府」三五〇頁)。

(29) *PS*, S. 404 (中村・山田訳、同、三七八頁)。なお *PS*, S. 348 (中村・山田訳、同、三四三頁) も参照せよ。

(30) *WuG*, S. 568 (世良訳、同、一〇八一—一〇九頁)。

(31) *PS*, S. 441. 《*Herrenvolk*》なる語は別の箇所でも《*Mitherrren des Staates*》(国家の共同の主人)と置き替えられているので「共同統治者」と訳した (vgl. *PS*, S. 291. 山田訳、「選挙法と民主主義」(三)、二五二頁)。引用文中の傍点は『政治論文集』でイタリックになっている箇所を示している。以下同様である。

(32) 国家との関係における積極的・消極的自由のみならず、社会組織との関係における自由をもウェーバーは実現しようとした。中村貞二はウェーバーの労働組合論に「社会民主党内部の『官僚支配』に抗しようとする人間の復権」即ち「自由な市民の形成」の意図を見出し、更にこの意図は同時に「国民化」即ち労働者が組合の中で政治的に成熟すべく自ら努力することを意味すると考えた (『マックス・ウェーバー研究』一九七二年、未来社、三三—三三三頁)。笹倉秀夫は、中村の言う「自由な市民」を「近代的な自立的社会人」と捉え、これにより

ウェーバーのリベラリズムとナショナリズムとを関係づけようとした
〔いわゆる「ウェーバー問題」について——ウェーバーにおける
「自立人」・「小集団」・「国家」の連関構造——〕、大阪市立大学法学
雑誌第二五卷第三四号、一九七九年、十二—十三頁。

⑧ PS, S. 217.

⑧4 ブロイセン選挙法改革問題については、村瀬興雄、『ドイツ現代史』
(第九版)、一九七〇年、東京大学出版会、第三章第六節、第四章第
一節、第三節を参照せよ。

⑧5 PS, S. 298 (林道義訳、「国内状況と対外政治」、東京女子大学論
集第三卷第二号、一九七三年、四五頁)。

⑧6 国民の政治的成熟は「国民国家と経済政策」(一八九五年)の中で
「国民の経済上・政治上の永続的な権力への利害を他のすべての考慮
に優先させることを心得た上で状況に従ってこれを実践し得る」と
と説明された (vgl. PS, S. 18. 田中真晴訳、「国民国家と経済政
策」、前掲『世界の大思想』三、ウェーバー政治・社会論集〕所収、
二二頁)。

⑧7 PS, S. 390 (中村・山田訳、「議会と政府」、三六七頁)。

⑧8 PS, S. 392 (中村・山田訳、同、三六九頁)。なお PS, S. 334
f. (中村・山田訳、同、三三三—三三三頁)を参照せよ。

⑧9 PS, S. 545 f. (脇圭平訳、「職業としての政治」、一九八〇年、
岩波書店、七七一—七九頁)。

⑨0 PS, S. 355 (中村・山田訳、「議会と政府」、三四九頁)。

⑨1 PS, S. 369.

⑨2 PS, S. 287, 404 (山田訳、「選挙法と民主主義(三)」、二四六頁、
中村・山田訳、「議会と政府」、三七八—三七九頁)。

⑨3 PS, S. 347 (中村・山田訳、「議会と政府」、三四二頁)。

⑨4 PS, S. 337, 347 (中村・山田訳、同、三三四—三四二頁)。

⑨5 PS, S. 336 (中村・山田訳、同、三三三頁)。

⑨6 PS, S. 158, 176 (山田訳、「ヨーロッパ諸列強のあいだのマイ

ツ」、成城大学経済研究第三号、一九七〇年、一一七—一二八、一
四四頁)。ウェーバーはドイツの政治的利害のみならず経済的利害や
文化をも考慮した。加えてドイツの周辺に位置する小国家の政治的・
文化的自立を認めようとした。ドイツの経済的利害について、PS, S.
173 (山田訳、同、一三九頁)、及び Mommsen, Max Weber und
die deutsche Politik usw., 1 Aufl., S. 233 f., 2 Aufl., S. 239
を、小国家の文化の尊重について、PS, S. 128 (林道義訳、「リス
マルクの外交政策と現代」、思想第五七六号、一九七二年、岩波書店、
一四八頁)を参照せよ。

⑨7 PS, S. 294 (林訳、「国内状況と対外政治」、四〇頁)。

⑨8 青山秀夫、『マックス・ウェーバーの社会理論』、一九五〇年、岩波
書店、第五論文を参照せよ。これはモムゼンよりも約十年前にウェー
バーにおける「国民主義」と「自由主義」の関係を考察した論文であ
る。

⑨9 国家や社会に対する個人の自立、国際政治におけるドイツの自立だ
けでなく、国家に対する社会集団の自立をもウェーバーは主張した。
彼の労働組合論を参照せよ。Max Weber, Gesammelte Aufsätze
zur Soziologie und Sozialpolitik, 1924, J. C. B. Mohr (Paul
Siebeck) Tübingen, S. 394-399.

⑩0 この二つの理念はウェーバーが「ドイツ国民の歴史的課題」と呼ぶ
ものに含まれると考えられる (vgl. PS, S. 306. 中村・山田訳、「議
会と政府」、三〇七頁)。

⑩1 PS, S. 498-501 (山田高生訳、「大統領」、成城大学経済研究第三
六号、一九七一年、一九一—一九六頁)。

⑩2 PS, S. 500 f. (山田訳、「大統領」、一九五、一九六頁)。

⑩3 Mommsen, Max Weber und die deutsche Politik usw., 1 Aufl.,
S. 356 f., Anm. 5, 2 Aufl., S. 386, Anm. 88 を参照せよ。

⑩4 PS, S. 464-468 (山田訳、「ドイツ将来の国家形態(下)」、成城大学
経済研究第三三三号、一九七〇年、一七三—一七九頁)。なお Mom-

nssen, Max Weber und die deutsche Politik usw., 1 Aufl., S. 191 f., 2 Aufl., S. 188 f. ♪参照せよ。

⁶⁵⁾ PS, S. 448 (山田訳、同、一五二頁)。人民投票による大統領制が主張された背景については、上山安敏、「議會制とカリスマの間——マックス・ウェーバーにおける近代と反近代」、中央公論、一九八〇年十二月号、中央公論社、二百三十二頁以下を参照せよ。

⁶⁶⁾ 比例代表制の成立経緯とその内容については、山口定、「ワイマール共和国における議会主義政治体制(一)——その構造的な不安定性に関する序論的考察」、立命館法学第二四号、一九五八年、二二二—二六頁を参照せよ。

⁶⁷⁾ vgl. Mommsen, Max Weber und die deutsche Politik usw., 1 Aufl., S. 345-350, 360-367, 2 Aufl., S. 375-380, 389-396.

⁶⁸⁾ 大統領制の採用は、君主制が崩壊した結果生じた統合の欠如状態を消滅させて国民を国家に再統合しようとする意図に基づくと思われる。

⁶⁹⁾ PS, S. 500 (山田訳、「大統領」、一九四頁)。

⁷⁰⁾ 註⁶⁹⁾と同じ箇所を参照せよ。

⁷¹⁾ PS, S. 532 (脇訳、「職業としての政治」、五四—五五頁)。

⁷²⁾ PS, S. 540 (脇訳、同、六七—六八頁)。

⁷³⁾ PS, S. 535 f. (脇訳、同、六〇—六一頁)。「マシーン」にあたるものとして、革命前にウェーバーが提案した「従士団」の原理により組織された政党がある。「マシーン」は、組織上の緊密性や永続性を持ち、絶えず新しい指導者に権力を獲得させようとするのに対し、「従士団」は、指導者のカリスマに大きく依存するので、人格的結合、組織の偶然性、一回性などの性質を強く持つ。

⁷⁴⁾ PS, S. 544 (脇訳、「職業としての政治」、七四頁)。「マシーン」を伴う指導者民主制は「人民投票的指導者民主制」の一類型である。これは「従士団」を従えていればよく、必ずしも「マシーン」を率いている必要はないからである。

⁶⁹⁾ PS, S. 500 f. (山田訳、「大統領」、一九五—一九六頁)。

⁶⁸⁾ 危機的事態の具体的内容は、PS, S. 482 (山田訳、「ドイツ将来の国家形態(二)」、成城大学経済研究第三四号、一九七一年、一五七—一五八頁)及びPS, S. 500 (山田訳、「大統領」、一九五頁)に基づいて考えた。

⁶⁷⁾ PS, S. 453 (山田訳、「ドイツ将来の国家形態(一)」、一五九頁)。

⁶⁶⁾ PS, S. 544 (脇訳、「職業としての政治」、七四頁)。

⁶⁵⁾ PS, S. 545 f. (脇訳、同、七七—七九頁)。

⁷⁰⁾ PS, S. 455 (山田訳、「ドイツ将来の国家形態(二)」、百六二頁)。

⁷¹⁾ (4)と(5)が生み出す強力な政治指導は、(3)の行政の統制や(6)の危機的事態への対処と結びついて、ドイツの自立の確保だけでなく経済の再建にも寄与する。ドイツ経済の再建は「如何にして一方で、一般の労働者大衆の収益チャンスを増大させ他方で全住民の必需品を十分に供給するか」という原則に従ってなされるべきだと主張された。国民生活の維持・向上を図ろうとする考え方が経済の再建の要求の基礎にある。vgl. PS, S. 461 (山田訳、「ドイツ将来の国家形態(一)」、一六九頁)。

⁷²⁾ vgl. Mommsen, The Age of Bureaucracy, Perspectives on the Political Sociology of Max Weber, 1974, Oxford, Basil Blackwell, p. 24.